

別 紙

滋賀県身元保証人確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 児童養護施設や婦人保護施設等に入所中または退所した子どもや女性等に対して身元保証人を確保する身元保証人確保対策事業について、市が実施する事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9条。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付対象は、平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき市が実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) この補助金の種目、基準額、対象経費および補助率は、別表に定めるところによる。
- (2) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金の事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、調書および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等

を行う場合には、第5条に定める申請手続きに従い、別紙様式第2により別に定める日までにを行うものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の事業実績報告は、翌年度4月5日（第4条(2)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から14日を経過した日）までに、様式第3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 この補助金は必要があると認める場合には概算払により交付することができる。

2 補助事業者は概算払により交付を受けようとするときは、概算払請求明細書（別記様式第5）を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第5条の規定に基づく申請手続、第6条の規定に基づく変更申請手続、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 特別の事情により第3条、第5条、第6条および第7条に定める算定方法または手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県児童養護施設等運営費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。